

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則 福利・給与室 1頁

お 知 ら せ

平成16年11月26日付けで三重県公報第1629号により公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則^{三重県人事委員会規則}第3号が、次のように公布されました。
^{三重県教育委員会規則}

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十一月二十六日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年^{三重県人事委員会規則}第二十一号）
^{三重県教育委員会規則}

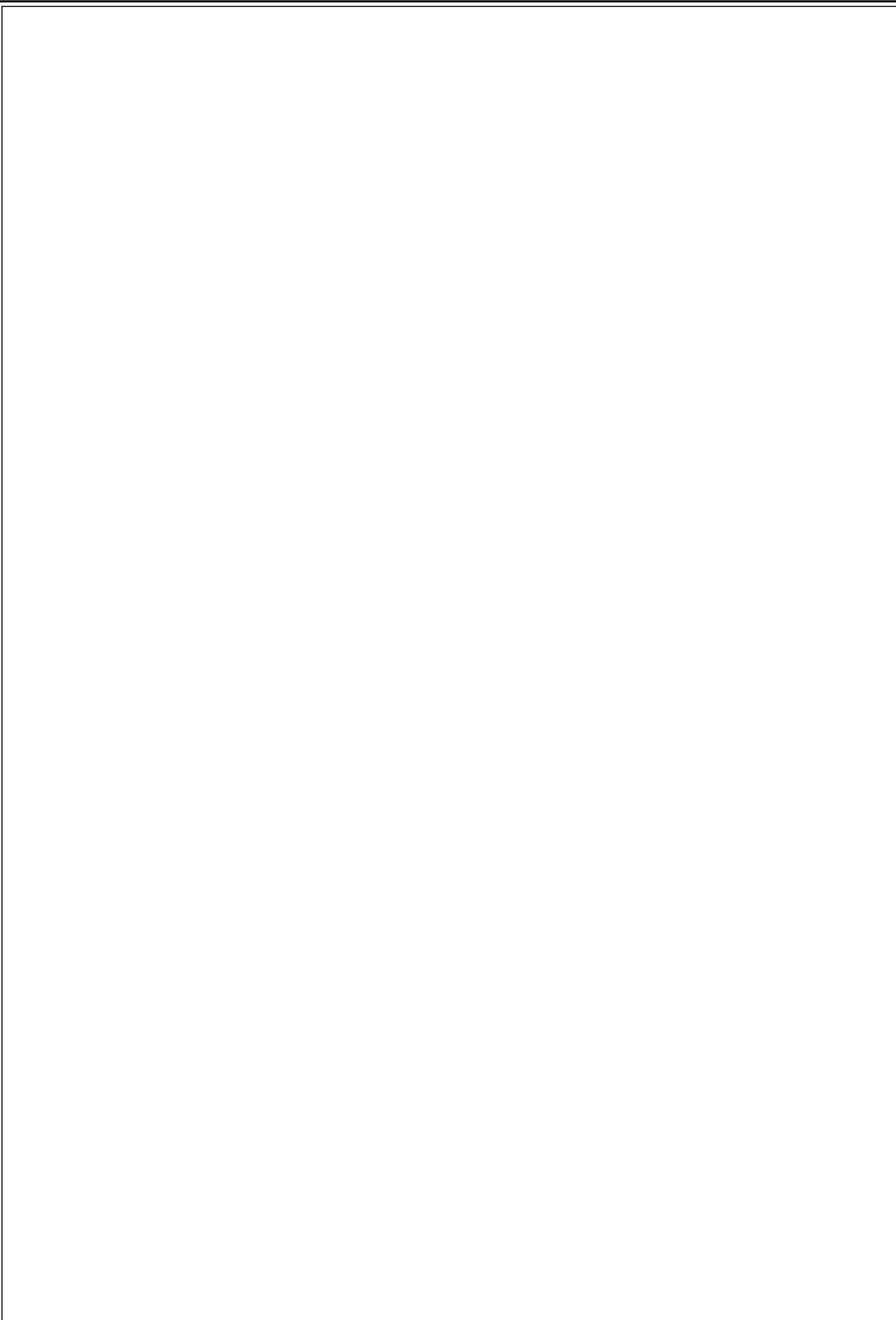
の一部を次のように改正する。


第三十七条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第三十八条第五号中「又は第四号」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。



 発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社